

三鷹市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三鷹市（以下「市」という。）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、市民生活の利便性を向上させることのできるもので、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲載順序)

第3条 掲載する広告の順序は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益的法人等及びそれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 第1号及び第2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がホームページに掲載する広告として適当であると認めるもの

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、ホームページのトップページ及びサブトップページごとに、それぞれ市長が定める掲載位置及び掲載数とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地 60 ピクセル
- (2) 左右 120 ピクセル
- (3) 5 k b 以内
- (4) G I F 形式

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) トップページ

月額 30,000 円

(2) サブトップページ

月額 20,000 円

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、必要に応じて三鷹市ホームページ及び広報みたかにより行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、三鷹市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、次条に規定する広告審査委員会による広告掲載の適否の審査を経て、掲載広告を決定し、三鷹市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告審査委員会)

第9条 市長は、前条第2項の審査を行うため、庁内に広告審査委員会を置く。

2 広告審査委員会の委員長は企画部企画経営課長とし、副委員長は企画部秘書広報課長とする。

3 広告審査委員会の委員は、総務部政策法務課長及び生活環境部生活経済課長とする。

4 委員長は第2項及び前項に掲げる委員のほか、必要に応じて関係部課長等を委員に加えることができる。

5 委員長は、前条第2項の審査を行うに当たり、必要に応じて委員以外の関係部課長等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、市長が指定する方法により広告主の負担で作成し、市長が指定する期日までに電子データにより提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第12条 広告掲載は月を単位とし、1回当たりの掲載期間は12月を限度とする。

(広告内容の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載料の割引)

第15条 広告掲載料は、特に市長が認めた場合は割引ができることとし、必要な事項については、別に定める。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、掲載できなかった日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に日額掲載料（掲載できなかった日数が1月に満たない場合は、1月を30日とし月額掲載料を30日で除して得た額。1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た日割相当額の広告掲載料を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、システム及び機器の定期保守により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料の返還を行わない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月1日施行）

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第12条の規定にかかわらず、平成21年3月については、平成21年3月3日から同月31日をもって、1月とみなす。

3 6条の規定にかかわらず、平成21年3月の広告掲載料は、トップページにあっては28,000円とし、サブトップページにあっては18,700円とする。

附 則（平成23年7月15日施行）

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則（平成26年8月15日施行）

この要綱は、平成26年8月15日から施行する。

附 則（平成27年12月2日施行）

この要綱は、平成27年12月2日から施行する。